

# しいなひろみ楽しいな通信 VOL. 2



新春のお喜びを申し上げます。  
板橋区議会議員のしいなひろみです。  
このチラシをお手に取って頂き、ありがとうございます。  
しいなひろみは皆様の幸せと生活を守るために  
今年も全力で活動いたします。



## 6月の一般質問が実現出来ました！

夜間対応型訪問介護事業所の新規整備について提言していた案件が早速、実現いたしました。本年11月から区内の事業所が夜間対応型訪問介護を運営しておりますので、夜間の介護の支援が必要な時は、ご自分で抱えずに是非ケアマネジャーに相談し利用してください。

8月に区内において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っております事業者、事業所から、夜間対応型訪問介護事業所を併設して一体的にサービスを提供したい旨の相談があった。要介護の方が必要とする介護サービスを選択できる幅が広がることについては、基盤整備を進めていく上で重要と考え、申請を受け付け地域密着型サービス運営協議会で協議を行った。運営協議会で新規申請が承認され、11月1日付において指定を行い、ホームページでも周知を図っている。

区長  
答弁

～しいなの一言～ 夜間の介護は「介護うつ」等の家族の体調悪化の要因にもなる。専門職にバトンタッチできれば介護負担の軽減にもつながる。

### 一般質問のご報告 (令和元年11月28日)

区議になって2回目の一般質問を行いました。今回は基本政策である「子ども達への取組み」「質の高い介護サービスの提供」「区民の方々の要望」を踏まえ質問をし、坂本区長、教育長から答弁を頂きました。質疑応答の概要を記載いたします。尚、板橋区議会のホームページで質疑応答の様様を録画配信もしておりますので、併せてご覧いただければ幸いです。

会議録  
QRコード



#### しいな質問 1 区民が入所できる金額の 特別養護老人ホーム について

区長 国は、ユニット型特別養護老人ホームの整備を促進しているが、東京都においては低所得の高齢者の利用を配慮し、定員の3割を上限に多床室の整備についても補助の対象としている。区としては、特別区長会等を通じ、東京都に対し整備費補助の対象となる多床室の整備割合の緩和を働きかけをしていきたいと考えている。

～しいなの一言～ 区内18施設を調査。毎月の利用料金が高額となるユニット型個室1,098人分、従来型個室104人分(併せて全体の6割)あり減額サービスを利用して(介護度や負担割合にもよる)概ね月13万円以上の負担となる。一方、2人～4人の多床室は807人分(全体の4割)しかないのも、もっと増やしてほしい。最近ではパーティションなどで一部を区切りプライバシーに配慮した多床室も増えている。

#### しいな質問 2 迷子になった高齢者の新たな対策について

区長 現在、区で実施しているGPS機器による位置情報サービスにおいては、機器を持ち歩かないリスクや発見者が家族などに発見を連絡する手立てがないといった課題がある。QRコードのシステムは、派遣者がQRコードをスマートフォンで読み取ることで、家族などに速やかに発見を伝えることができるというメリットがある。現在、様々なQRコードのシステムが開発されている状況であり、区の既存サービスとの整合性を鑑み、検討していきたいと考えている。

～しいなの一言～ 一番危惧される住所や名前の個人情報、このQRコードがついた見守りシールで特定されるわけではないが、既に77自治体で導入している。

#### しいな質問 3 「介護保険のしおり」をはじめとした高齢者向けの冊子への情報掲載について

区長 ケアプランがあれば、官公署への届け出や介護施設の見学等も介護保険の対象となることについては、要介護認定結果とあわせてご案内をしている。必要なサービスがケアプランに位置づけられるよう、介護保険の対象となる外出介助について、居宅介護支援事業所の集団指導等で周知を図っていきたく考える。又、介護保険のしおりにも、内容を精査した上で、介護保険の対象となる事例について掲載できるように検討していきたいと考えている。

～しいなの一言～ ペーパーレス化が進んでいるが、スマホやパソコン操作などが厳しい高齢者にとっては、紙での情報媒体は大変重要である。特に介護サービスにおいては、自らの暮らしをできるだけイメージできるような情報伝達が必要ではないかと思う。在宅重視という流れの中で、ヘルパーが自宅に出向き支援をする訪問介護は、同居家族の有無により利用できないものがあるため、個性が高く、詳しいサービス内容記載が必要だと考える。例に挙げると、通所介護や介護保険施設の見学時の同行、官公庁への届け出、そして選挙の投票時の同行や期日前投票の同行も、要件を満たせば介護保険を利用し、ヘルパー同行での外出介助として認められている。これらの情報が現場のケアマネジャーも周知されておらず、訪問介護事業所が自費で請求していたというケースもある。また、専門職であるヘルパーが行う「特段の配慮をもって行う専門的な調理」やフレイル予防も視野に入れた管理栄養士が実施する「居宅療養管理指導」もこれら既存のしおり等に掲載されず、利用されにくい実態もある。各事業所間の正しい情報共有と利用者本人が主体的に自らの生活をつくり上げることができるよう、掲載内容を見直していただきたく提言する。